令和9年度 宮城県立高等学校新入生の学習者用端末販売業務仕様書

宮城県立高等学校新入生の学習者用端末販売業務について、以下に必要な事項を定める。

1 端末に関する仕様

① A 端末（iPad）

項　　目	仕　　様
OS	iPadOS 26 以上　　※ 販売時点で最新のものとすること。
CPU	Apple A16 チップ 以上
ストレージ	128GB 以上
ディスプレイ	11 インチ以上 13 インチ 以下 解像度 2,360 × 1,640 ピクセル 以上
ワイヤレス機能	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 以上、Bluetooth5.3 以上対応
形状	タッチパネル対応液晶搭載タブレット
サイズ	縦 282mm 以下、横 216mm 以下、厚み 8mm 以下（端末部分のみ）
カメラ	前面カメラ（フロントカメラ）：12 メガピクセル以上 背面カメラ：12 メガピクセル以上
オーディオ機能	内臓マイク・スピーカー搭載
インターフェース	USB2.0 以上の規格であって USB TypeC PD に対応したポートを１つ以上有していること。
バッテリー稼働時間	駆動時間８時間程度以上
本体重量	580ｇ程度を超えないこと。（端末本体重量のみ）
保証	１年間のメーカー保証を付すること。
アクセサリ	電源アダプタ、充電ケーブル等は純正付属品とすること。
その他	マルウェアから端末を保護する機能を有していること。
iPad 予定台数（各校の入学者募集定員を参考に積算しています） ※納入場所、MDM の有無、募集定員は別紙「納入予定学校一覧」のとおり。 ※購入数の最大は各校の令和９年度の募集定員の合計である。在庫確保数については、募集定員を参考に自社で判断すること。（この台数は、想定される最大数を示したものであり、販売台数を確約するものではない。）	
MDM あり	約　３３２０　台
MDM なし	約　３６９２　台

※ タブレットカバーやペン、キーボードについてはオプションとする。詳細は、「４オプション項目の提案」を確認すること。

※　協定の締結から販売までの期間に新モデルが発売された場合は、県教委と対応を協議すること。

② B 端末(Chromebook)

項　　目	仕　　様
OS	ChromeOS　　※ 販売時点で最新のものとすること。
OS サポート期限 (AUE)	2033 年4 月以降まであること。
CPU	インテルCeleron プロセッサー N100または MediaTek Kompanio 520 同等以上
メモリ	4GB 以上
ストレージ	64GB 以上
ディスプレイ	10.1 インチ以上 14 インチ以下 タッチパネル付き 1,366×768 ドット以上
ワイヤレス機能	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 以上、Bluetooth5.3 以上対応
キーボード	ハードウェアキーボード 日本語 JIS 配列
形状	タブレット及びノート PC スタイルで使用可能なコンバーチブルタイプとする。
サイズ	奥行き 213mm 以下、幅（横）297mm 以下、厚み 22mm 以下
カメラ	インカメラ 90 万画素以上 アウトカメラ 500 万画素以上
オーディオジャック	マイク入力/ヘッドフォン端子を 1つ以上有していること。
インターフェース	USB2.0 以上の規格であってUSB Type C PD に対応したポートを１つ以上の他、USB Type A に対応したポートを１つ以上、HDMI に対応したポートを１つ以上有していること。
バッテリー稼働時間	駆動時間 10 時間程度以上
本体重量	1.5kg 程度を超えないこと。
保証	１年間のメーカー保証を付すること。
アクセサリ	電源アダプタ等は純正付属品とすること。
その他	・マルウェアから端末を保護する機能を有していること。 ・ＭＩＬ規格に準拠していること。 ・納品する機器は同一機種とすること。ただし、メーカーの都合（供給体制の変更、災害、為替の影響）等で応札時の事情と異なる事態が生じた場合は、県教委に相談すること。 ・現行モデル（見積書提出時点）又は発売予定モデルとすること。
Chromebook 予定台数（各校の入学者募集定員を参考に積算しています） ※納入場所、MDM の有無、募集定員は別紙「納入予定学校一覧」のとおり。 ※購入数の最大は各校の令和９年度の募集定員の合計である。在庫確保数については、募集定員を参考に自社で判断すること。（この台数は、想定される最大数を示したものであり、販売台数を確約するものではない。）	
MDM あり	約　１８８０　台
MDM なし	約　９６０　台

２ 端末保証に関する仕様

A 端末、B 端末ともに下記仕様を満たした保証内容とすること。なお、保証の加入については、生徒保護者が個別に選択できるようにすること。

項　　目	仕　　様
端末保証	期間は３年間とする。ただし、定時制の学校等では、４年間の保証も選択できるようにすること。
	迅速な修理受付及び修理対応を実現し学習活動への影響を最小限にするため、対応（窓口含む）は提案事業者が一元的に行うこと （提案事業者において保証の提供が困難な場合は、提案事業者の監督の下、保証提供会社による受付も可とする） なお、修理は学校からの依頼のほか、各家庭より直接業者に依頼できること。
	タブレット本体及び添付品を保証対象とする。（オプション項目を除く）
	修理不能な故障や、メーカーでの修理に必要な部品や故障機器と同一の製品が調達できない場合には、代替品の提供をすること。また、代替品となった場合についても保証を継続すること。※代替品は導入製品と同等以上のスペックを有すること。
	取扱説明書や注意すべき事項に従って正常に使用したにもかかわらず、対象機器に生じた内部の部品不具合等でメーカーの保証対象となる故障（自然故障）は保証の対象とすること。
	メーカーの保証対象となる自然故障について、メーカーの保証期間終了後も、本契約において、同等の保証を提供すること。
	場所を問わず破損、破裂、汚損、水漏れ、水没、天災（地震、噴火、津波を除く）、盗難等の外部的な要因に起因する、対象機器の機能が正常に動作しなくなる等の故障（物損故障）について、修理もしくは代替機器との交換が可能なこと。
	修理依頼をした際、故障の存在が確認できなかった場合に発生する物流費用やメーカー規定の調査料金も保証費用に含めること。
	自然故障、生徒による教育活動中の物損故障においては、回数の制限なしで、一回の修理費用に制限（上限）なく修理もしくは代替機器との交換が可能なこと。
	授業や学校で定められた教育活動中及び、家庭内での自宅学習等において発生した、生徒による対象機器の物損故障については、事情を確認・考慮した上で、保証の対応をすること。
	バッテリーは消耗品であるため、経年や自然消耗による性能の劣化及びバッテリー単体の故障は保証の対象外とする。但し、破損、水濡れ、水没等の物損故障についてはバッテリーも、修理もしくは代替機器との交換対象とすること。
	【MDM 導入校における修理前また修理完了後の対応】 修理に係る MDM に関する操作はすべて業者側が行う。修理完了後は、再度キッティング等を行うこと。返却時にはアクティベーションまでを行い、アプリ等のインストール完了が確認された上で返却すること。

３ モバイルデバイス管理（MDM）に関する事項

① A 端末（iPad）

項　　目	仕　　様
モバイルデバイス管理（以下MDM）の調達・機能	必要数分 MDM を調達し設定を行うこと。希望する学校については、別紙納入予定学校一覧を参照すること。 【紛失時対策】 ・リモートロック/リモートワイプができること。 ・強制的に位置情報を取得できること。 【端末管理】 ・MDM によりプロファイルを作成し、デバイスの管理が可能であること。 ・端末情報が取得できること。 ・デバイスの利用制限ができること。 ・MDM 管理画面は、Web ブラウザにて動作し、利用する OS に依存しないこと。また、すべて日本語による画面インターフェースであること、マニュアルも日本語にて参照できること。 ・管理者に様々な管理権限設定ができ、管理画面も権限別に設定できること。 ・指定した端末の iPadOS をアップデートするシステムアップデート機能を有すること。 ・指定した端末の OS アップデートを制限できること。 ・特定の Wi-Fi にのみ接続できるよう管理できること。 ・プロキシ・VPN の設定を各端末に行えること。 ・Apple社が提供するReturn to Service等の機能を利用し、端末初期化後のネットワーク接続及び再構成を自動化できること。 【Apple School Manager との連携】 ・Apple School Manager とシステム連携が取れること。 ・クラスルームアプリの機能が利用できること。 【アプリケーション/コンテンツの配信管理】 ・Apple 社教育機関向け VPP 管理配布に対応しており、複数の VPP トークン（ロケーション）に対応していること。 ・各端末に対してアプリケーションの配信を行えること。 ・Volume Purchase Program に手配したアプリケーションライセンス情報の連携がとれること。 ・インストール済みすべてのアプリケーションの一覧取得ができること。 ・各 iPad に対してアプリケーションの自動インストールができること。 ・端末利用者がアプリケーションをインストールあるいはインストールできないように制限できること。 ・Apple Books のインハウスコンテンツを MDM から配信できること。（PDF、EPUB）

	【その他】 ・各校がそれぞれ管理を行うことを想定し手順書を用意すること。また、学校の希望に応じて操作説明の機会を設けること。 ・管理者向けコンソールへのアクセスについて、不正利用の防止を目的とした認証及びアクセス制御機能を有すること。 ・学校から期間延長の要望があった場合は対応すること。
MDM 初期設定及び管理	（１） MDMの学校ごとに独立した新規テナント作成及び設定。 ただし、既存のMDMアカウントが学校にあり、当該テナントを管理している事業者が認める場合、発注者の指示により既存テナントを利用しての構築も可能とする。 （２） ADEの登録。 （３） VPPの設定。 （４） ASM及びMDMの連携設定。 （５） 納入後、学校ごと独立して運用ができるよう設定すること。 （６） 指定Wi-Fi登録。（SSID・PW） （７） 管理アカウント作成。 （８） 端末シリアル番号、MACアドレス等の情報を取得すること。 （９） その他MDM環境内でできる学校が要望する作業。 なお、設定の詳細については協定締結後、県教委に提案の上、協議を行うこと。 以下については学校側から特に指示がない場合作業及び準備をすること ｉ MDMの年次更新業務（APNs,ADE,VPP）等は業者側で請け負うこと ii 転学・退学時における各家庭との制限開放・初期化の案内及び作業 ※学校及び保護者が希望する場合は業者と家庭で直接連絡をとること。

② B 端末（Chromebook）

項　　目	仕　　様
MDM の調達	・必要数分 Chrome Education Upgrade を調達し設定を行う事。希望する学校については、別紙納入学校一覧を参照。 ・ライセンスオーダーシートの記載事項については協定締結後、県教委と協議を行うこと。 【その他】 ・各校がそれぞれ管理を行うことを想定し手順書を用意すること。また、学校希望により操作説明を実施すること。
MDM 初期設定	（１） 県教委が管理するGoogle Workspace管理コンソール上への登録。 （デバイス管理アカウントは、県教委から学校ごとに配布されたものを使用する。） （２） OS等を最新のものにするなど更新作業。 （３） 端末シリアル番号、MACアドレス等の情報を取得すること。 （４） その他、MDM環境内でできる学校が要望する作業。

4　オプション項目の提案

オプションとして、次の項目を選択できるようにすること。なお、オプションの EC サイトへの掲載等については、協定締結後、各学校と個別に調整することとする。

① Ａ端末（iPad）

項　　目	仕　　様
保護ケース	・本体及び画面を保護できるもので、画面を保護する蓋の開け閉めに連動し、画面のオン・オフを行えるもの。 ・スタンド機能を有すること。 ・ケースを装着した状態で全てのインターフェースが使用できること。カメラ部分は利便性を考慮して常時カバーやフィルムなどで覆われていないこと。
ハードウェアキーボード付きカバー	・調達するタブレット端末に対応していること。 ・キーボードが日本語レイアウト（JIS 規格）であること。 ・スタンド機能を有すること。 ・タッチペン収納スペースを有していることが望ましい。 ・Smart Connector又はUSB Type-Cによる有線接続方式とすること ・メーカーによる保証が１年以上であること。
スタイラスペン	・当該端末画面上での文字入力に適したペンであること。 ・メーカー純正品、又は純正品同等性能を有するサードパーティー製とすること。
その他	・その他、学校から相談のあった付属品等。

② Ｂ端末（Chromebook）

項　　目	仕　　様
スタイラスペン	・当該端末画面上での文字入力に適したペンであること。 ・メーカー純正品、又は純正品同等性能を有するサードパーティー製とすること。 ・スタイラスペンを使った入力等操作にドライバ等ソフトウェアが必要な場合は、当該ソフトウェアを無償でインストールできるようにし、入手方法を明示するとともに購入者からの問合せに対応できるようにすること。 ※提案する端末に適合するスタイラスペンが標準で付属する場合は、オプションで購入できるようにする必要はない。
その他	・その他、学校から相談のあった付属品等。

5　EC サイト（購入プロセス）

項　　目	仕　　様
サイト設置期間	令和９年３月 16日（火）から令和９年４月 15日（木）まで。 ※なお、この期間については、各学校の販売案内の期日や購入状況、問い合わせ状況により変更の可能性がある。
サイト設置	・学校ごとのＥＣサイトを作成するなど、対象となる購入者が、誤って他校の端末を購入することがないように配慮すること。 ※対象となる購入者は、令和９年度に第１学年に入学した者とする。
注文媒体	・パソコン、スマートフォンからアクセスできること。

セキュリティ	・提案事業者はプライバシーマーク又はISO27001を取得し、保護者及び生徒の個人情報漏洩事故が起こらないよう体制を構築すること。 ・対象生徒・保護者以外から注文できない設定をすること。 ・個人情報入力時には、通信内容を暗号化する SSL 機能を備えること。 ・PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard） で求められる要件を満たしていること。
サイト稼働時間	・期間中 24 時間対応できること。 ※事前協議の上、サイトメンテナンスなどの休止時間を設けることは可能とする。
問合せ対応	・メール、Web フォーム、チャットツール等による問合せ対応が可能であること。 （最低限対応時間 サイト開設期間中 平日 9:00～17:00） ・問合せの日時、内容、回答内容について記録し、県教委に提出すること。 （原則１回、提出日は令和９年５月末想定）
支払方法	・クレジットカード払い（分割払い等）が可能であること。 ・コンビニ払い又は銀行振込による支払いが可能であること。 （支払いにかかる手数料は購入者負担として差し支えない。） ・その他、コード決済等可能な限り多様な支払方法に対応すること。
販売品目	・販売品目は端末及び仕様書に含まれる付属品、ハードウェア保証（１年）をパッケージとし販売すること。このほか、オプション、追加保証を選択できるようにすること。
チラシ作成	・サイトの周知のため案内チラシを作成し、各校の令和９年度募集人員数に予備数（50部程度）を加えた枚数の案内チラシ及びチラシデータを令和９年３月２日（火）までに各校へ配布すること。また、県教委にはすべての学校分のチラシデータを納品すること。 ・保証期間、MDM の有無やオプション項目について、学校ごと作成すること。 ・二次元バーコードを掲載し、ＥＣサイトにアクセスできるようにすること。 ・掲載内容については、協定締結後に案を県教委へ提出し協議の上決定すること。 ・チラシはＡ４両面カラー刷り、コート紙（73～90kg 程度）又は上質紙（55～70kg 程度）とする（ページ数の増加等相談に応じる）。Ａ３二つ折り両面カラー刷りでも可。

その他	・注文画面には「生徒氏名」「電話番号」「受験番号」「メール」の入力欄を設けること。また、必要に応じて住所欄を設けること。 ・希望者への領収書（販売証明書）等の発行が可能（購入日、購入物品名、金額（本体価格、保証料等）が記載されているもの）であること。なお、領収書の記載内容について事前に県教委の確認を受けること。 ・購入者に対しては、注文時にメールもしくはSMSで注文完了の連絡をすること。 ・予定数を受注するのに十分なアクセス数を見込んで EC サイトを構築すること。 ・EC サイトについては、内容等を県教委又は学校と十分協議した上で作成し、許可を得てから公開すること。（サイト公開前にテスト用アカウント等で事前確認できることが望ましい） ・誤登録等が発見された場合には県教委又は学校に照会して適切に対応すること。 ・重複購入者については販売期間内に漏れなく抽出したう上で保護者・学校に確認の上適切な対応をとること。 ・県で実施する予定の端末購入支援補助金事業に伴い、端末販売価格から補助金適用額を控除した金額で販売すること。※控除した補助金相当額の支給方法については、別途県の指示に従うものとする。なお、原級留置者は補助金支給対象外となるため販売の際には留意すること。

6 ヘルプデスク

項　　目	仕　　様
ヘルプデスク	・修理受付や端末の操作に関する問い合わせ先として、ヘルプデスクの設置を必須とし、電話の他、電子メール、Webサイトのいずれかで受付を行うこと。 ※ ヘルプデスクは、生徒本人、保護者、学校関係者からの電話を受け付けること。 ・設置期間は３年間とする。ただし、定時制の学校等では４年間とする。なお、A端末について、MDMライセンスの期間を延長した場合はMDMライセンス期間の終了まで当該端末についてヘルプデスク業務を実施すること。 ・学校が要望するMDM、ASMの操作問い合わせについて、学校関係者からの電話を受け付けること。また、必要に応じて操作代行を行うこと。 ・ヘルプデスクの電話受付時間は、平日9:00～17:00とする（土日祝日、年末年始等は除く）。

7　納品要件

項　　目	仕　　様
納品期限	【MDM ありの場合】A端末 令和９年６月 15日(火)/B端末 令和９年５月 31日(月) 【MDM なしの場合】A端末 令和９年５月 31日(月)/B端末 令和９年５月 17日(月) ※納入期限によらず準備でき次第速やかに納品すること。 ※なお、天災その他提案事業者の責めに帰することができない事由 （世界的な半導体不足を含む）により上記期限までの配送完了が困難となった場合は、判明後速やかに県教委に報告し、対応を協議すること。
納品時設定作業等	・納品とあわせて、全ての端末について端末のシリアルナンバー、MAC アドレス、生徒氏名、受験番号を紐づけし、各学校へ一覧をデータで提出すること。 ・納品後に初期不良が認められた場合は、速やかに機器交換や修理対応に応じること。 ・各学校の購入情報を学校ごとにファイルを分けて県教委に提出すること。また、県教委より購入情報の提出の求めがあった場合は、その都度、対応すること。
配送について	・配送先は各学校または家庭への個別配送とする。ただし、家庭への個別配送について対応可能な場合は、希望する学校と調整すること。（納入先住所は別添「納入学校一覧」のとおり） ・学校の要望に応じて、各機器の梱包箱に任意の内容を表示したラベルを貼ること。 ・搬入の際は、施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、各校と協議の上、対応すること。 ・納品後の開梱、段ボール回収は不要とする。

8　その他

項　　目	仕　　様
学校に対する説明	学校向けに EC サイトに関する説明を行うこと。説明の内容・方法については事前に県教委と協議すること。（入学生に対する説明は学校が行うので、説明事項などをまとめた資料を準備するなど学校側のサポートを行うこと。）